

I 人権と人権教育について

人権教育を推進していくためには「人権とは何か」、「人権教育を通して子どもたちにつけさせたい力は何か」について国から示された「人権教育の指導方法等の在り方について」等を活用しながら職場で十分議論し、共通理解を図ることが大切です。その上で、学校園における教育活動全体を通じ、幼児児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育活動を行うことが重要です。

(1) 人権とは

人権とは、すべての人間の尊厳に基づく人間固有の権利で、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」（「人権擁護推進審議会答申」）と示されています。

この中には、人が生存するために不可欠な生命及び身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足等に関わる諸権利や、人々が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利などがあります。

これらの一つ一つの権利はそれぞれが固有の意義をもち、相互に関連しあっています。このような権利がまとまった全体を人権と呼んでいます。

(2) 人権尊重の理念とは

人権尊重の理念は「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと」（「人権擁護推進審議会答申」）とされています。

端的に言えば、「自分の大切さとともに、他の人の大切さも認める」という人権の共存の考えととらえることができます。

(3) 人権教育とは

人権教育について国は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」）と示しています。また、国連においては「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍文化を構築するために行う」（「人権教育のための世界行動計画」）と示しています。

人権教育の目的を達成するためには、人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身につけるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性を育み、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身につけるための効果的な人権教育の創造に努めることが大切です。

(4) 人権感覚とは

人権感覚とは、人権の価値やその重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめることができる感性や感覚です。それは、人権が守られている状態を望ましいと感じ、反対にこれが侵害されている状態を許せないとするような価値志向的な感覚といえます。

このような人権感覚が健全に働くことにより、人権意識が芽生え価値志向的な人権感覚が知的認識と結びつき、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられています。